

旭川市北海道議会議員選挙長告示第2号

令和5年4月9日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日

旭川市北海道議会議員選挙長 白井暢明

1 場所

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎 6階

旭川市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和5年4月6日 午後5時